

「動物愛護管理のあり方について（案）（「動物取扱業の適正化を除く」）に関する意見

全国医学部長病院長会議

会長 森山 寛

副会長 中谷 晴昭

全国の大学医学部・医科大学においては、平成18年に改正された「動物の愛護及び管理に関する法律」に従い、動物実験に関する規則や指針、審査・管理体制等を整備し、相互検証（外部評価）システムの構築とそれによる相互検証を開始するなど、動物実験が社会的理解の下で適正に実施されるよう自主管理を徹底しています。この体制は、関係省庁、関係団体を交えて広範な議論の結果、平成18年に構築されたものであり、その後、動物愛護の観点からも重大な問題は生じておらず、このような現状を踏まえ、動物実験施設については届出制を検討するよりも、現在の自主管理態勢の検証とその推進がより重要と考えます。したがって、新たな法規制を導入する必要性は全くありません。

動物愛護管理のあり方検討小委員会の議論の中で、「動物実験施設の情報公開が進んでいない」、「関係省庁が策定したガイドラインが適用されていない施設がある」、「事故時や災害時の実態把握のため」等の理由で動物実験施設の届出制等を検討すべきとの意見が出されています。しかし、大学等での情報公開は着実に進んでいます。一部で情報公開が徹底されていない点については、情報公開を進めるための行政指導等で対応すべきと考えます。アニマルライツ活動家による施設への侵入、動物や資料の持ち出し等の不法行為や研究妨害活動を誘発する恐れがあることから、情報公開が進まないという事情があると思われます。文部科学省、厚生労働省、農林水産省による指針（ガイドライン）が適用されない機関に対しては、日本学術会議によるガイドラインがそれらの機関の自主管理体制を補完しています。更に、安全な国民生活や生物多様性（生態系）に影響を与える可能性がある動物（特定動物、病原体感染動物、遺伝子組換え動物、外来生物等）については、各種法令に基づき自治体あるいは所管省への届出等が既に実施されています。東日本大震災の際にも、研究機関間あるいは関係団体の連携による緊急対応が立証されており、届出制等の導入ではなく関係団体の連携で対応可能と考えます。したがって、動物実験施設の届出制を検討する必要性は全くありません。

また、「動物を科学上の理由に用いる場合の3Rの原則のうち、代替法の活用と使用数の削減を義務規定にすべき」との意見も出されています。もちろん、苦痛の軽減も含め3Rは動物実験を行う上での国際的な倫理原則であり、各大学において研究者に浸透し、可能な限り実行されています。しかし、全ての動物実験において有効な代替法が確立されているわけではありません。医学研究の進歩により、病態研究に用いられる遺伝子改変動物の種類も増加する可能性もあります。これを「義務規定」として制限することは医学・医療の進歩を妨げることにつながりかねません。したがって、代替法の活用と使用数の削減を義務規定にする必要は全くありません。